

北海道獣医師会個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律57号。以下「個人情報保護法」という。))及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、北海道獣医師会(以下「本会」という。)における個人情報の適切な取扱いに関する事項を策定し、個人情報を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

(2) 個人番号：番号法の第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(3) 特定個人情報：個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 役職員：本会の役員、支部長、支部事務局長、事務局職員、嘱託職員、臨時職員等をいう。

(5) 本人：本会が保有する個人情報で識別される特定の個人をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、電子データであるか文書データであるかを問わず、役職員が本会の事務・事業の執行に際し取扱うすべての個人情報に適用される。

2 個人番号及び特定個人情報に関する取扱いについては、別に定める「北海道獣医師会特定個人情報等取扱規程」に従うものとする。

(法令等の遵守)

第4条 役職員は、個人情報を取扱うにあたっては、個人情報保護法、その他個人情報の保護に関する諸法令、ガイドライン及び本規程を含む他の関係諸規程を遵守しなければならない。

(個人情報の取得・利用)

第5条 役職員は、個人情報を取得する場合、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 役職員は、直接書面等により個人情報を取得する場合は、その利用目的を明示しなければならない。

3 役職員は、本会の事務・事業の執行に必要な範囲内において個人情報を利用することができる。

(個人情報の適正管理)

第6条 北海道獣医師会会長(以下「会長」という。)は、情報管理責任者を定め、情報管理責任者に個人情報の漏洩、滅失等の防止のための適切な保護・管理、セキュリティ対策を行わせなければならない。

2 情報管理責任者は、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合、適切な委託先を選定するとともに、委託先に対し守秘義務、安全管理、目的外利用の禁止等の必要な義務を課すものとする。

(個人情報の第三者提供)

第7条 役職員は、個人情報を第三者に提供する場合、事前に本人から同意を得なければならない。ただし、以下の各号に掲げる場合はこの限りではない。

(1) 個人情報保護法その他の法令に基づき、特段の措置を講じることなく個人情報を第三者に提供することが認められている場合

(2) 本会の事務・事業の執行に必要な範囲において個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合

(個人情報の開示、訂正等請求)

第8条 役職員は、本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、本人確認をした上で速やかに対応しなければならない。

開示の結果、訂正又は削除を求められた場合は、合理的な期間内に対応しなければならない。

(個人情報の廃棄)

第9条 保存期間を経過した個人情報、または当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。

2 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏洩しないよう文書データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。

なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、情報管理責任者が適切な委託先を選定するとともに委託先が確実に廃棄したことを確認するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行わなければならない。

附則

この規程は、平成27年12月16日より施行する。